

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項及び第 801 条第 3 項第 2 号ならびに
会社法施行規則第 189 条及び第 201 条に規定する書面)

セイコーホールディングス株式会社

セイコーフューチャークリエーション株式会社

(旧商号：セイコーアイ・テクノリサーチ株式会社)

2022年7月1日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都中央区銀座四丁目5番11号
セイコーホールディングス株式会社
代表取締役社長 高橋 修司

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目8番地
セイコーフューチャークリエーション株式会社
代表取締役社長 小林 哲

セイコーホールディングス株式会社（以下「SHD」といいます。）とセイコーフューチャークリエーション株式会社（旧商号：セイコーアイ・テクノロジー株式会社）（以下「SFC」といいます。）は、2022年5月10日に締結した吸収分割契約書に基づき、2022年7月1日を効力発生日として、SHDの研究開発機能及び生産技術開発機能の事業に関して有する権利義務（以下「本承継権利義務」といいます。）をSFCに承継させる吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行いました。

本分割に関する会社法第791条第1項第1号、同条第2項及び第801条第3項第2号ならびに会社法施行規則第189条及び第201条に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本分割の効力発生日（会社法施行規則第189条第1号及び第201条第1号）

2022年7月1日

2. 吸収分割会社(SHD)における法定手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 株主の吸収分割の差止請求手続（会社法第784条の2）

本分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、同法第784条の2但書により、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続（会社法第785条）

本分割は、SHDにおいて、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、同法第785条第1項第2号により、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続（会社法第787条）

SHDにおいて、会社法第787条第1項第2号に規定する新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議申述手続（会社法第789条）

SHDは、会社法第789条第2項及び第3項に基づき、2022年5月30日付官報及び同日付電子公告により、債権者に対し、本分割に関する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

3. **吸収分割承継会社(SFC)における法定手続の経過** (会社法施行規則第 189 条第 3 号及び第 201 条第 3 号)
 - (1) 株主の吸収分割の差止請求手続 (会社法第 796 条の 2)

SFC において、会社法第 796 条の 2 に基づき、本分割をやめることを請求した株主はいませんでした。
 - (2) 反対株主の株式買取請求手続 (会社法第 797 条)

SFC において、SHD が会社法第 796 条第 1 項本文に規定する場合における特別支配会社に該当するため、同法第 797 条第 3 項により、該当事項はありません。
 - (3) 債権者の異議申述手続 (会社法第 799 条)

SFC は、会社法第 799 条第 2 項に基づき、2022 年 5 月 30 日付官報により、債権者に対し、本分割に関する異議申述の公告を行うとともに、同日付配達日指定で、知っている債権者に対し各別の催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。
4. **吸収分割承継会社が承継した重要な権利義務に関する事項** (会社法施行規則第 189 条第 4 号)

SFC は、本分割の効力発生日をもって、SHD から、吸収分割契約書の定めに従い、本承継権利義務を承継しました。
5. **変更登記日** (会社法施行規則第 189 条第 5 号及び第 201 条第 5 号)

2022 年 7 月 1 日 (予定)
6. **本分割に関する重要な事項** (会社法施行規則第 189 条第 6 号及び第 201 条第 6 号)

SFC は、本分割に際し、SHD に株式その他の金銭等の交付を行っておりません。

以 上